

産業建設委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 2 月 6 日
開 会 時 刻	午前 9 時 57 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 40 分
出 席 委 員 名	◎野崎隆太 ○野口佳子 三野泰嗣 井村貴志
	上村和生 北村 勝 吉井詩子 宿 典泰
	品川幸久 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	森田晃司
協 議 案 件	1 伊勢市産業支援センターの廃止について
	2 サンライフ伊勢の廃止について
	3 伊勢市住宅・空家リフォーム促進事業について
	4 市営住宅入居選考業務等の変更について
	5 第 2 次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて《報告案件》
	6 伊勢市立地適正化計画の見直しについて《報告案件》
	7 伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】 について《報告案件》
	8 管外行政視察の実施について
説 明 員	産業観光部長、産業観光部理事、商工労政課長、農林水産課長、 都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、住宅政策課長、 住宅政策課副参事、その他関係参与

協議経過

野崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り、「伊勢市産業支援センターの廃止について」外6件を協議した。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長または議会事務局に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎野崎隆太委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市産業支援センターの廃止について】

◎野崎隆太委員長

それでは、「伊勢市産業支援センターの廃止について」、御協議願います。

当局から説明をお願いします。

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

本日は御多用のところ、産業建設委員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議いただく案件につきましては、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「伊勢市産業支援センターの廃止について」外6件の協議案内でございます。詳細につきましては担当部署から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

それでは、「伊勢市産業支援センターの廃止について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本件につきましては、令和5年度末をもって伊勢市産業支援センターを廃止しようとするものでございます。

まず、1の「伊勢市産業支援センターについて」でございます。

伊勢市産業支援センターは、市のものづくり支援の施設として平成20年4月に開設し、平成24年度からは指定管理者制度を導入し、伊勢商工会議所が管理を行っております。

今後の産業支援の内容や方法、また施設の在り方の方向性について、関係団体と協議・検討を行ってまいりました。

続きまして、2の「施設廃止の理由」でございます。

(1)の機械設備等の老朽化でございますが、産業支援センターにございます機器類は旧伊勢市工芸指導所から引き継いだものが多く、老朽化が著しくなっております。また、事業者からの需要は多種多様となっていることから、最新の機器を保有している他の研究施設等を紹介するなど、つなぐことで支援を行っていきたいと考えております。

次に、(2)の創業支援の需要の変化でございます。

産業支援センターには起業家支援室と起業準備支援室を設置しておりますが、近年の創業は、創業までの時間が短期間化しております。起業家支援室等の利用は減少傾向にあります。そのため、創業の支援員は引き続き配置することとし、創業に向けて、また創業直後の経営を支える支援を行っていきたいというふうに考えております。

(3)の施設全体の利用者数の減少でございます。

令和2年度におきましてはコロナ禍により貸室を停止した期間もございますが、全体として利用者数は減少の傾向となっております。これは、セミナー等を開催する際、ウェブを活用しリモートでの参加も可能としたことから、来訪者が減っていることなどが理由となっております。

(4)の企業誘致のための役割の終了ですが、産業支援センターがあるサン・サポート・スクエア伊勢への企業誘致という目的もございましたが、完売したことによりまして、その役割は終了をいたしました。

裏面を御覧ください。

3の「跡地及び跡施設について」でございます。

行政や公共的な需要を確認いたしまして、なお利活用の意向がない場合には、民間事業者等への売却も検討いたしたいと考えております。

4の「センターで担っている産業支援の今後の方向性」についてでございます。

産業支援センターを廃止した令和6年度以降につきましては、機械設備や起業家支援室等の利用の提供といったハード面の支援を終え、商工団体と連携しながら支援員による事業者の課題解決への支援や創業者への支援など、ソフト的な支援を中心に新たな産業支援体制を構築し、事業者への支援を図ることとしたいと考えております。

最後に、5の「スケジュール」でございます。

今年度につきましては、来る市議会3月定例会に、伊勢市産業支援センター条例廃止に係る議案を提出させていただきたく準備を進めているところでございます。また、跡地・跡施設の利用について、庁内で照会を行っていきたいと考えております。

また、令和5年度には、施設の廃止と今後の支援方法につきまして、利用者等へ周知を行ってまいりたいと考えております。

そして、令和6年度には、新たな体制による産業支援の開始と、土地・建物の利活用部署への引継ぎまたは売却等を進めていきたいと考えております。

以上、「伊勢市産業支援センターの廃止について」御説明申し上げました。御協議賜りますようお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

北村委員。

○北村勝委員

おはようございます。

すみません、この産業支援センターの廃止について少し確認と同時に聞かせたいと思います。

まず、産業支援センターの今説明のとおり、14年間ものづくりということでセンターのそういった支援の一環としてやっていただいたということで、今回廃止についてはそれぞれ今説明してもろうた理由で理解はできるわけなんですけれども、このセンターに関しては、それぞれ創業とか起業家に対してもすごく有意義に寄与していただいていたんじゃないかなと思います。

ここ数年の伊勢市における創業支援、創業、起業について、もし近年の数字が分かっていたら教えてもらってもいいですか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

市内で創業される事業者の数でございます。令和4年度につきましては、現時点においてですけれども、20名の方が創業をされております。ちょっと数年遡らせていただきますと、令和3年度で開業された方が32件、令和2年度が15件、令和元年度が12件。この補助金が平成29年度から開始しておりますので、戻らせてもらいますと平成30年度が18件、平成29年度が12件というような件数になっております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。

コロナ禍ということでありましたが、少し人数的にも令和3年、令和4年というのは以前よりも増えてきたのかなというふうに聞かせていただきましたが、そういった中でここがどれだけ寄与できるかというのを期待はしていたわけなんですけれども、今回そういった部分、起業とそれから創業でどこまでこれから今後どういうふうな形になるのかとい

うこともちょっと気にはなります。

そういった部分ともう一つ、ものづくりの技術的支援、新技術の開発や研究機関の分野も担っていただいたということがあります。ここではそういった部分を少し最新の機器を保有しているいろんなところを紹介するみたいな形になると思うんですが、具体的にどのようなことを考えてみえるのか、教えてください。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

新しい技術のほうにつきましては別の事業になりますが、新産業の創出の補助金というのも行っております。ただ、こちらのほうも年間で申込みが1件、2件というところでもございますので、このあたりにつきましてはまた検討していきたいというふうに考えておりますし、ものづくりのほうにつきましても、今、御質問いただきましたように三重県の工業研究をされている研究所がございますので、そちらのほうを御紹介するような形で、新しい素材等々を開発されて研究をする場合はそちらを御紹介したいというふうに考えております。

また、ものづくりの支援につきましても、先ほど答弁させてもらいましたように、補助等も含めまして新たな支援体制の中で考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

分かりました。

そのような支援体制をしっかりと持っていて、新しい新技術が伊勢から出ると、発生される環境づくりとか、ものづくりについてこれなくすことによってだんだん影響が少なくなっていくというのか、力がやっぱり効果が少なくなっていくということないようにしっかりとお願いしたいと思います。

それから、廃止の理由の4番目で、企業誘致のための役割が終了すると。当然これは主にサン・サポート・スクエア伊勢が全部完売したということで、そういった部分で承知されているのかなと思うんですけれども、私、理解としては、それもそういった以外の企業誘致という観点から十分な働き役をしていただいて、たまたま市内の中の移転という形の部分でこういう形で終わるのかなという部分で、できれば企業誘致という部分をしっかりとまだまだ継続していただきたいという思いが強うございます。

そういった意味で消極的にならないかということをご心配するわけなんですけど、その点の企業誘致の観点についてはどのように考えているのか、教えてもらっていいですか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

以前よりお答えさせていただいておりますとおり、サン・サポート・スクエア伊勢につきましては全て完売ということで、その現地案内所というような役割は、産業振興センターとしては終えたのかなというふうには考えております。

他方、ほかの場所に企業を誘致してくるいわゆる敷地があるかということ、なかなか伊勢市の中では特に製造業等々への適地というのが直ちにみつからないというところで、以前にも部長のほうからも答弁させていただきましたが、いわゆる農地のほうも含めて農業政策に影響のない範囲の中でということになるかと思えますけれども、そういったあたりはまた関連部署等々と協議・検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます。

以前、部長のそういった発言も伺った上で、実際5番目にスケジュール感が書いてございますが、令和4年度、令和5年度、令和6年度、特に令和6年度、将来的になくした後、サン・サポート・スクエア伊勢を廃止、それから売却というふうに移行していくのかなと。これはあくまでも売却というのは引継ぎもしくは売却ということになっていますので。

ただ、今、新たな体制による産業支援の開始ということを考えますと、どのような形のスタイルを考えてみえるのか。今スケジュールから見ても、令和6年までにそこから考えるというのは遅いんじゃないかなと。そうすると、今現在、伊勢市としては企業誘致、そして今言わせてもらった創業・起業も重要です。また、働く場の確保、雇用・就労とか定住に関しても、伊勢の総合計画においても重点的に進めていきたいということをうたっているわけなんです、現在のそういった産業支援センターをこうやって移行していく中で商工労政課の中でどのような新たな体制づくりを検討されているか。企業誘致とか具体的な部分も含めて消極的にならないようにしていただきたいわけですが、そういった意味では課とか部局の中の積極性を期待するわけなんです、これは少し部長にお聞きしたいんですけども、この移行に関してどのような形で強化を図っていこうというふうなことを、もし考えてみえることがありましたら、最後にお聞かせいただければ幸いです。

◎野崎隆太委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

組織の体制につきましては、どういう形がいいのかというのは事業を展開していく内容にもよると思えます。これまで企業誘致に関しましては別の課というのか、所属を設けて

いましたけれども、今は商工労政課の中に産業支援という形での係をつくっております。そこをどういうふうに充実していくのかというのは、まず考えていかなければならないこととありますので、今の御意見は御意見として受け止めさせていただいて、今後また考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

北村委員。

○北村勝委員

そういった意見聞かせていただきましたので、ぜひ強化していただいて、また重点的にそういった企業誘致も含めて、雇用・就労も含めて強化していただける体制づくりを期待してお願いしたいと思います。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

先ほど北村委員のほうから、伊勢市で近年創業した方の数を教えていただいたんですが、就職やったら定着率とかとよく言われますけれども、大体の感じでいいんですけれども、どれぐらいの割合で今もずっと続いているかとか、そういうことはつかんでいますか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

平成29年度から補助金のほうを開始させていただきまして、その後、目視等による事業の継続というのは確認させていただいております。今私どもで明確に把握させていただいているいわゆる多分閉業されたのかなと見ているのが2件でございます。あとは継続いただいているというふうに理解しております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今の数字も聞かせていただいて、創業者への支援だけでなく、事業者の支援もやっていただいていたんだなということを感じるんですが、その上で今後、支援員さんが1名ですか、ここ書いてあるんですけれども、どういう体制で事業者さん、また創業者への支援をしていくのか、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

◎野崎隆太委員長
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

現時点におきましては、新たに事業を起こされる創業に向けての支援員というのを1名置いております。こちらの支援員につきましては、創業計画というものをつくりまして、向こう3年ぐらいの収支も含めながら計画というのを立てて、それを実行して創業していくという形で支援をされている方が1名みえます。

他方、いわゆる製造業を中心に事業者さんを回っていただくというか、訪問いただく企業支援員という言い方をしていますけれども、そちらが現在2名おります。こちら申し上げましたように、今のところ製造業を中心に回っていただいておりますので、こちらのほうに想定しておるのは、予定ですけれども、そういった創業された方のほうにも訪問いただいているというお困り事がないとか、そういったこともヒアリングもしていただきながら、もし例えば経営指導が必要であるとか、何か新たなどこかにつないでほしいということがあれば商工会議所なり、商工会なり、おつなぎさせていただくことで課題解決につなげていきたいというような支援体制ができればということで、商工団体等々と今協議をしているところでございます。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。アウトリーチで伴走型支援のような形でやっていただくということで、理解をいたしました。

いろいろと時代が変化している中で、これからデジタル関係のことでも事業さんが悩みを持ったりとかあると思うんですが、その辺の支援についてはどのようにお考えでしょうか。

◎野崎隆太委員長
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

現在のところ、別の事業にまたこれになります、例えばですけれども、経営力向上支援事業、こういった中で三重県版の経営向上計画、こういったものを立てていただいて、例えばそれこそデジタル化であるとか、経営をどうやって強化していくか、事業を継続していくか、こういったことを計画も立てていただきながら、それに基づいて実行いただきますと補助もさせていただくというような事業も行っておりますので、各事業者様、それからもちろん業界、それぞれ課題等々もあるかと思っておりますので、そういったものも活用していただきながら中小企業相談所等々と伴走しながら事業を行っていただければというふうに考えております。以上でございます。

○吉井詩子委員
結構です。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員
創業者数というのを令和4年の20件、令和3年32件と聞いたんですけれど、職種というのはどういう職種があるのか、ちょっと教えてください。

◎野崎隆太委員長
商工労政課長。

●東世古商工労政課長
令和4年度で御紹介させていただきますと、一番多いのはサービス業、こちらが8件ございます。具体的には、スポーツ・健康を教えてくださいとか、あと特殊建物の取引業、こういったのも含めましてサービス業と分類させていただきましたけれども、こちらが8件。それから、飲食業が6件、それと製造業、これは製造と言いましてもいわゆるパン屋さんとかそういうのも含んでおりますけれども、こちらが3件、それと卸売、美容業、あと療術、治療というか、こちらがそれぞれ1件で20件になろうかと思います。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員
お聞きすると、私は産業支援センターの廃止という方向に向いていくということは、これは致し方ないのかなということで以前からも御質問申し上げておるんですけれど、今聞いた業種というのはほとんど産業支援センターへ行かなくても、どういう支援を受けられるかということが御本人なんかがお聞きをすればやれるような支援かなと思うんですけれども、そうするとこれはほとんどいわゆるソフト事業的なことになるんだと。

それで、今までの委員さんのお話からの答弁を聞くと、今度、産業支援センターがなくなることによって商工労政課のほうで何か違った形で強力に形としてやっていくんだということなんですけれど、当然、技術的な製造というのか、本当の工場を持ちながらということについては全然ないので、そのあたりのこととは別で今言われたようなサービス業であつたりとかという起業、これからもそういう形のものが増えていくんだろうなということなんです。

そうすると、そこら辺が産業観光部の商工労政課できちっと担当できてやっていけるのかどうかというようなことが少し心配なんですけれど、そのあたりの皆さんの自分たちが

商工労政課としてやれる範囲内というのがちょっと超えてしまつとるような気がするんですけども、そのあたりはどのような考え方を持っておるのか、ちょっと聞かせてください。

◎野崎隆太委員長
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

今御質問いただきましたところですけども、先ほどちょっと御説明させていただきました支援員さん、こちらを現在もおってもらっておるわけですけども、その方を継続するかどうかというところもあるんですけども、どこにおっていただくかというところ、まだ現実的には決定はしていないというのが現状でございます。

理想というか、一番いいのは商工会議所さんのほうに駐在いただきまして中小企業相談所、その先には専門家派遣、例えば経営であったり、先ほどおっしゃっていただいたデジタル化の部分であったり、そういう専門家派遣という事業もございますので、そういったところへ支援員さんが事業所のほうを訪問いただいて、必要なそういう専門家のほうへつないでいくというような支援というのが一つの在り方かなというところで、イメージとしてはいたしております。

ただ、先ほど来申し上げておりますようにまだ決定したもののでもございませんので、商工団体等々と連携しながらできる限りの支援を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
宿委員。

○宿典泰委員

担当課としてはそういうお答えなんだろうなということは納得するわけなんですけれど、実際には先ほど聞いた創業者の内容からすると、なかなか当局側で受け止めて前へ進んでいけるような支援ができるのかというところと難しい。今までの支援員さんにそういうパン作りがどうかとか、そういったことというのはなかなか難しい話です。そうすると、やはり商工労政課のほうで構える中のどういったものについては、どういった方に支援をしていただくようなアドバイスをもらえるかというようなことをちょっと業種別にいろいろと工夫しないと、皆さんが全部抱えてしまつてするというのはなかなか難しいのかなと思うんです。

その中でやはり国のほうの補助事業はこういうのありますというのは、それは御案内はできますよね、創業者に対しては。そのあたりのバランスというのか、どういう組織でやっていくかということは非常に僕は課題かなと思うんですけど、それについては部長さんのほうではどのようなことで考えてみえるか、ちょっと教えてください。

◎野崎隆太委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

産業支援センター廃止ということでハード面はこれで終えんすると、今おっしゃられたソフト面、どう対応していくのかということになるかと思います。

今課長も答弁いたしましたとおり、ソフト面に関しまして全てが商工労政課、市でやるものでも当然ございませんので、関係団体、特に商工会議所、商工会、そういったところで今検討しておりまして、役割分担の中でどういうふうに進められるのか、そういったところ協議をしておりますので、詰めた段階でまた御報告できるタイミングがあれば御報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ちょっと商工会議所、商工の関係者といろいろと議論をしていく、これから教わっていくということで聞いたんですけれど、商工会議所の例えばパン工房を造るということになったときに、伊勢市のエリアでそういう今既にやってみえる方に聞きに行って本当に支援という形になるのかというたら、同業者が増えるわけですから、伊勢市の人口も減っていく中でどのようにこれから運営をしていったらいいんや、営業していったらいいんやということになるので、当然、なかなか支援をその人たちが大っぴらにこういうことやっていきないうことで支援してもらえるのかなと思うんです。

それだけに今言わせてもろうとるのは、もっと違う形のものを考えないと、今やってみえる人にどうやっていったらよろしいということを知るわけにいかんと思うので、そのあたりは非常に慎重にやっていかないと、ややもすると創業しようと思ったのにそんなことはないかもしれませんけれども、同種の同業者にいろいろとたがいが出ていって、我々も視察でそういう現状をお聞きもしましたので、オープン的にもすごく胸襟開いておいな、おいなということななかなか難しいかなということもあるので、そのあたりは十分会議所のメンバーとやっていただくのも大いに結構やと思うんですけれども、慎重にしていきたいなとこんなことと思います。

ソフト的な話で、やはりこれから中心になると思うので、業種というのは非常に多くてデジタル的なことも含めて、それを行政側で捉えて支援するのこの件はやはり対外的な方に協力をもらわなあかんということの選別をきちっとやっておかないと、担当になられた方も大変な状況になるのかなとこんなことと思います。全部自分たちで受け持つということは難しいと思うので、そのあたりどういう状況で課の中の人材の育成的なことも含めてどうやっていくのか、お聞かせをください。

◎野崎隆太委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

いろいろな御心配いただきまして、ありがとうございます。

コロナの影響もございまして、おっしゃられるようにこれまでの形でやれる部分というのも当然あるかとは思いますが、これまでのやり方ではなく、例えばデジタル化、それからDXの推進等も加速化しておりますので、そういった人材の確保、それをどういうふうにしていけば創業支援につながっていくのか、そういったところも意識しながら今後進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【サンライフ伊勢の廃止について】

◎野崎隆太委員長

次に、「サンライフ伊勢の廃止について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

それでは、「サンライフ伊勢の廃止について」御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

本件につきましては、令和5年度末をもってサンライフ伊勢の運営を終了しようとするものでございます。

まず、1の「サンライフ伊勢について」でございます。

サンライフ伊勢は、昭和59年9月、当時の雇用促進事業団によりまして、中高年齢労働者の福祉と文化向上のため現在の場所に開設され、平成15年4月に伊勢市が取得した後は勤労者の雇用の促進、健康の増進並びに体力及び教養文化の向上を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的に管理運営を行ってまいりました。

次に、2の「サンライフ伊勢の廃止及び機能の移転について」でございます。

当施設は築後38年を経過しており老朽化が著しいこと、また図書館と福祉健康センターを含めた3施設の駐車場が不足することもあり、施設類型別計画に基づき除却することとし、次のとおり調整を行いたいと考えております。

①の貸室の利用者につきましては、他の施設の利用案内を行ってまいります。

②のトレーニング室の機能につきましては、小俣総合体育館などへ器具の一部を移設するとともに、他の施設の利用も案内してまいります。

③の体育室の利用につきましては、他の施設及び学校開放の利用を案内してまいります。

④の一般公開と教室につきましては、総合型地域スポーツクラブ、いせトピアでのセンター講座、公民館講座等を御案内するとともに、福祉健康センターの譲渡先とも調整を行っていきたいと考えております。

次に、3の「スケジュール」でございます。

今年度につきましては、来る市議会3月定例会に、サンライフ伊勢条例廃止に係る議案を提出させていただきたく、準備を進めているところでございます。

令和5年度末には運営を終了することとなりますが、この間、利用者等へは丁寧に周知を行ってまいりたいと考えております。

また、令和6年度には館内にあります備品等の整理と除却等の費用算出、それと予算計上を行い、令和7年度に施設の解体と駐車場としての整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、サンライフ伊勢の廃止につきまして御説明申し上げました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

上村委員。

○上村和生委員

すみません、サンライフ伊勢の廃止について数点お聞かせをいただきたいと思います。

まずもって、サンライフ伊勢の今現在の利用者数をちょっと教えていただきたいと思います。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

利用状況でございます。令和3年度の実績になりますけれども、幾つかお部屋がある中で体育室、こちらにつきましては延べの人数になりますが1万5,300人、件数でいきますと721件、それからトレーニング室、こちらが1万4,178人、件数も同数になります。それと、貸室が幾つかございまして、研修室が人数でいきますと2,566人、件数で284件、会議室のほうは1,061人、110件、あと就業講習室というのがございまして6,656人の391件、あと最後になりますが、教養文化室、こちらが3,555人で261件、これが令和3年度の実績でございます。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

結構たくさんの方が御利用いただいとるのかなと現在もということでありましてけれども、

ここにも記載もされておりますけれども、2のところ、それぞれ貸室の利用について他施設の利用案内を行うと。貸室についてはどのようなところを考えられておるのですか。これだけの人数が違う施設ということになりますとほかの施設でカバーができるのか、その辺ちょっと教えてください、どう考えているのか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

貸室のほうになりますと、現在常にとにかく、定期的に御利用いただいているのが12団体ほどございます。こちらにつきましては例えばヨガであったり、具体的なものを幾つかピックアップさせてもらいますと陶芸であったり、フラワーアレンジメントそういったことで御利用いただいております。

その利用目的等にもよろうかと思いますが、例えば私どもで所管しております労働福祉会館であったり、あといせトピア、ちょっと遠くなりますけれども、ハートプラザみその、こういった辺りを御紹介させていただければというふうに思っております。以上です。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。

ほかには②の部分ではトレーニング機能について、小俣総合体育館など器具の一部を移設すると。それとともに他施設も案内を利用するというところでありますけれども、この辺の部分について、小俣体育館以外のところでありますとどんなところを考えてみえるんですか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

現在、市でトレーニングルーム的に持っているのが小俣の総合体育館になりますので、こちらのほうでサンライフで所有しております機器の新しい古いというのはあろうかと思っておりますけれども、こちらのほうへ一部移転できればなということで調整をさせていただいておるところと、あと御案内させていただけるのは民間施設、それから県のほうでも持ってもらっております県営体育館、それからサンアリーナ、そちらのほうでもトレーニングルームございますし、あとは民間の事業者様でも今24時間等々でトレーニングもできる施設もございますので、そういったあたりも施設管理者、それから民間の事業者さん等々と話もしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長
上村委員。

○上村和生委員

すみません、そうしたら、次に③の体育館の利用ということでありますけれども、この辺については他施設ということもこれも書いてありますけれども、どんなところを考えておるんですか。

◎野崎隆太委員長
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

体育室でございますけれども、こちらも今年度いわゆる定期的に使われているのが卓球の団体でございます、こちらが5つほどございます。利用可能台数等々、条件等の聞き取りもさせていただいておりますが、そういった中で先ほど冒頭、御説明申し上げましたように、一つは学校開放というところで近隣の小学校の体育館の御利用をお勧めしたいというふうに考えておりますのと、それこそちょっと遠くなるんですけれども、小俣総合体育館、それから御薗のB & Gの海洋センター、こういったところを御案内させていただければというふうに考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長
上村委員。

○上村和生委員

個々に聞かせていただきましたけれども、当初最初に言っていたいた人数的なことを考えますと、本当にほかのところでは皆さんが御利用できるのかなというのがちょっと心配ですので、その辺どう考えておるのか、最後にちょっと聞かせてください。

◎野崎隆太委員長
商工労政課長。

●東世古商工労政課長

卓球につきましては5団体ほどと御紹介させてもらいましたけれども、聞き取りさせていただいておりますと、団体さんの統合であったりとかそういったことも考えていただいておりますので、可能な限り現在の利用団体の要望も聞きながら、御理解いただけるように説明は行っていきたいというふうに考えております。

また、貸室のほうにつきましても、それぞれ団体さんで参加されている人数等々もございますので、そちらも丁寧に聞き取りをしながらどちらの施設の御利用がいいのかというところはしっかりと説明させていただいて、マッチングのほう進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

もう少し聞かせてください。申し訳ないです。

ちょっともう一つ気になるのが、今まであそこの八日市場の場所を通ったら使えるようできたわけでありすけれども、先ほど来、少し遠いですがというような表現もあったと思うんですけれども、車であそこを利用されとる方についてはそんなにちょっと遠なるけれどもということで御理解もいただけるのかも分かりませんが、それ以外の自転車だったり、徒歩で通ってみえる方についてはかなり御苦労されやないかなのかなというふうに思います。その辺の部分はどのように考えとるのか、また対策を考えとるのか、その辺ちょっと教えてください。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

ただいま御質問いただきましたとおり、歩き、あとそれから自転車、いわゆるあの近くにお住まいの方が利用されとるというのも、団体の代表の方とお話をさせてもらっておるんですけれども、実際聞かせていただいております。実際、活動されとる内容にもよろうと思いますけれども、近くに小学校も幾つかございますので、そういった学校開放も含めて極力続き活動いただけるような形を探していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

ありがとうございます。

近くの学校開放等々もお話もいただきましたけれども、特に僕この中で思っとなるのは、トレーニングの方というと個人の方が多いんだというふうに思います。そうなってきたときにはいろんなことお話しするのに、団体だったらある程度大体の方とお話をしたらいいのかも分かりませんが、個々の方がたくさんおる中でそのことを伝えて御理解いただくというのは大変だというふうに私は思っています。

それがまた次利用するところが小俣とか、また民間のところになりますと、金額も多分上がってくるんだというふうに思います。そんなことを御理解いただけるような説明の仕方をしていかないかなと思うんですけれども、その辺どのように考えておるんですか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

トレーニング室についてでございます。トレーニング室につきましては、一応年間使っていただける年券と言われる部分と、それから1回ごと払っていただく1回券といいますか、日券という言い方させてもらっていますけれども、そういった利用の方法がございます。

年間の利用券、年券のほうを買われている方というのが全体の利用者のほぼ96%というふうに今把握させていただいております。そちらのほうを分析させていただきますと、おおむね200名程度が年券というのを買っているというところで、うち早修、厚生、中島、近隣というところでちょっと3学区に絞らせてもらったんですけれども、年間200人程度、11月末現在で令和4年度のほう調べたんですが、4月から11月末までで購入された方が135名ございます。そのうち早修、厚生、中島、こちらにお住まいの方が45名、もうちょっと広げまして合併前の旧伊勢で51名となりますので、135名のうち96名が旧伊勢にお住まいということになります。

年齢層で見えていきますと、これも非常に年齢自体はばらけておまして、40代25名、60代24名というような形で年齢もばらけておりますので、おっしゃられるように近くのところですと使い続けてみえる方というのも一定数やはりいるのかなと思いますので、ちょっとそのあたりはそれこそ繰り返しになりますが、丁寧に使っていただけたところを御案内していくということになろうかと思っております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

あとそれと、さっきも言っていたと思うんですけれども、労働者の雇用促進ということで雇用のところから譲り受けたということで、何か条件もあったと思うんです。利用条件といいますか、利用できる条件。年齢的なものなのか、その辺あったと思うんですけれども、他施設へいろんなところへ分散ということになれば、そのことについては条件なくなるというように理解したらいいんですか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

その利用目的にもよろうかと思いますが、今、特に貸室、定期的に使われている方につきましては、どちらかというと例えばいせトピアで言いましたら講座が終わられてから自主的にサークルとして活動されているような内容のものが多いかなというふうに捉えておりますので、現実的には特に制限なく活動を続け行っていただくという形になろうかと思っております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。

こういう案件は総論賛成、各論反対みたいなところがあって、その方にとっては反対やというのがたくさんおみえになってくるんだと思います。本当に丁寧な説明が必要やと思いますので、きっちりとお願いをしたい、みんなが納得できるような形でお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、上村委員のほうから種々お尋ねがあって、ちょっとかぶる部分もあるかもしれませんが、やはりこのサンライフの位置は高齢化率の高い地域であります。様々高齢者の方、歩きや自転車で行かれているところであると思います。現在たくさんの方が利用されていて、器具なんか小俣総合体育館に移設されてそこへ行くんかというとなかなか難しいと思うんですが、その辺の先ほど代表の方にも説明されとってお話しされとったんですが、その代表の方とか説明の反応とかどういうふうに皆さん思われているか、そういうお声を聞いているかというのを教えていただきたいと思います。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

現時点では、来年、令和6年3月で一旦運営を終了しようと考えておりますということで、あと1年ちょっとあるところの中で御紹介させてもらつとる次の施設等々、それまでもうちょっと時間があるで見に行こうかなというようなところで、一定御理解はいただけているのかなと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、例えば卓球ですと卓球台の台数であったり、あとそれから先ほども御質問もいただきましたが、やはり歩き、それから自転車で来られている方の移動の問題というのも御意見としては頂戴もしておりますので、まずは一旦、次移転先として御紹介させてもらっているところ、そういったところも検討していただいて、声というのはしっかりと聞いていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

高齢者の方が多いということで、トレーニングであるとかまた運動に関して使うことに関して、例えば認知症のフレイル予防というようなそういう福祉の事業として位置づけることによって隣の福祉健康センターを利用することができるかどうか。そうしたら近くにまた行くことができるということになると思うんですが、そういうことができますでしょうか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

現時点におきまして、譲渡を受けていただくといえますか、市から見れば譲渡先の団体というのが決まっておりますもので、直ちに調整ができるできないと現時点ではちょっと御回答できない状況ではございますが、譲渡先が決まりましたらまたそういった調整のほうもさせていただければというふうには考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

やはりこれは福祉との連携をしっかりとって、できるだけ納得のいく人が多くいるように全員というのは難しいかも分かりませんが、していただきたいと思います。

あとそれから、私自身もサンライフを利用している方から、サンライフは階段で上り下りせないかんで、エレベーターをつけてほしいという要望いただいたことがあります。その場合に「そうですね」とは言いますけれども、類型別計画のことを説明しまして、やはりこの計画が市にとってすごく大事なもののなのでということで、本当に申し上げにくいなという思いを持ちながらほかの議員さんもそうだと思うんですが、この施設類型別計画のことを説明してやっております。

なので、今回この計画を根拠に除却することを進めるわけですので、本当に説明するに当たっては相当の覚悟を持ってお願いをせないかんと思うんですが、その辺の覚悟というか、そこら辺はいかがでしょうか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

ありがとうございます。サンライフ伊勢につきましては、指定管理も3年間というのを繰り返して、今2年間ということでやらせていただいています。それといいますのも、駐車場確保というところからの建物の除却、こういったことも視野に入れながらこれまでも

事業のほう行ってきたしております。

こちらにつきましては、駐車場というところが大きくは出てはいますけれども、あそこ建物なくすと一定4、50台程度の駐車場も確保できるのかなというふうに考えておりますので、もちろんこれは今、御利用いただいている方のおっしゃっていただきましたように大多数の方の御理解があつての事業というふうには考えておりますので、丁寧に説明もさせていただきながら、できましたらお示しさせていただきましたスケジュール、こちらで事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○吉井詩子委員

結構です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市住宅・空家リフォーム促進事業について】

◎野崎隆太委員長

次に、「伊勢市住宅・空家リフォーム促進事業について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

住宅政策課副参事。

●北村住宅政策課副参事

それでは、「伊勢市住宅・空家リフォーム促進事業について」御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

従来から商工労政課にて実施しております住宅・店舗リフォーム等促進事業補助金を見直し、令和5年度から住宅及び空き家の2つのリフォーム促進事業を実施してまいりたいと考えております。

1の「【新規】伊勢市空家リフォーム促進事業補助金（仮称）」ですが、空き家の機能回復と改善の促進により、その活用と流通並びに移住と定住を図ることを目的としております。

補助の対象は、施主の方々が市内に本社・本店がある法人または市内の個人事業者に発注し施工する空き家のリフォーム工事費の一部と考えております。

補助内容につきましては、空き家をリフォームし、3年以上居住する世帯または売買・貸借する所有者等に対しまして工事費の2分の1を補助することとしております。

補助対象者と補助金の上限額につきましては、一般世帯は30万円、子育て世帯及び市外から移住する世帯には50万円、空き家所有者等には30万円と考えております。

次に、2の「【変更】伊勢市住宅リフォーム促進事業補助金」でございます。

こちらは従来の住宅・店舗リフォーム等促進事業補助金を変更するもので、変更点としては補助金額の上限額を10万円から5万円とし、また、これまでは店舗等も補助対象としておりましたが、併用住宅における居住にかかる部分のみを対象にしたいと考えております。

なお、店舗等につきましては、三重県版経営向上計画実施支援補助金において対応したいと考えております。

以上、「伊勢市住宅・空家リフォーム促進事業について」御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

三野委員。

○三野泰嗣委員

すみません、ちょっとこの2つの件でお伺いさせていただきたいと思います。

この2つの伊勢市空家リフォーム促進事業補助金、新しくできた予算ですけれども、もともとあった伊勢市住宅・店舗リフォーム促進事業補助金と分けたいきさつというんですか、なぜこのように分けたというか2つになってしまったのか、ちょっとそこら辺のいきさを教えていただきたいと思います。

◎野崎隆太委員長

住宅政策課副参事。

●北村住宅政策課副参事

これまで商工労政課のほうで実施しておりました住宅リフォーム促進事業ですけれども、様々議会のほうからも御意見をいただいておりますのでございます。そのため現在問題となっております空き家、こちらのほうを活用することでリフォームのほうを促進していくということで、今回住宅のほうのリフォームの促進事業の補助金を一部減額し、空き家のほうに活用することで空き家の対策を図っていくということで分けさせていただいておりますのでございます。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

三野委員。

○三野泰嗣委員

ありがとうございます。

今回この新しい伊勢市空家リフォーム促進事業補助金は空き家のほうに特化しているという答弁をいただいたんですけれども、こちらの新しいほうでちょっとお聞きしたいのですが、子育て世帯さんとか市外の移住者50万円という結構な額の補助金があると思うんですけれども、例えば少し前に空き家を購入して住んでいるような人たちにはこの補助金は対

象になるのかなと、お聞かせ願いますか。

◎野崎隆太委員長

住宅政策課副参事。

●北村住宅政策課副参事

今お話しありました空き家に住んでみえる方ということですのでけれども、現在上げさせていただいておりますこちらの補助金ですけれども、新たに空き家に住んでいただくための補助金ということで、既に空き家に住まわれている方は対象とはしておりません。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

三野委員。

○三野泰嗣委員

ありがとうございます。

若い世代さんで空き家をリフォームするのを前提に購入して住んでいる方々も結構いらっしゃると思うんですけれど、その人たちは多分今までのリフォーム補助金事業のほうで活用していただくのと思うんですけれど、こちらは結構減額になったりしているので、そこら辺をちょっとサポートしていただければなと思います。

すみません、最後に、この伊勢市住宅リフォーム促進事業補助金なんですけれど、店舗さんがここからは削除されたんですけれど、店舗さんに対しての何かサポートといいますか、そういったものは大丈夫なのかなと思うので、そこら辺を聞かせてください。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

資料3一番下の段に書かせていただいております三重県版経営向上計画実施支援補助金、こちらのほうが事業を継続もしくは売上向上等々でそういう計画をしていただきまして、それに伴って実施していく場合、支出させてもらっている補助金というのがございます。現在この事業自体についてはこれまでも行っておりますけれども、実際この計画を実行していくに当たって店舗を改装されるそういった事業者様もございまして、こちらのほうで店舗改修も補助対象に、現時点では補助対象になっておりません。これを補助対象にしてほしいなという声というのも届いておりましたもので、店舗等いわゆる営業部分に対しての補助というのは経営向上計画というのを立てていただいて、一体として経営向上に向けて事業継続していただくという際にリフォーム部分について支援していこうということで、ちょっとこちらの経営向上計画のほうも見直すことになるんですけれども、そちらのほうで対象として支援をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

三野委員。

○三野泰嗣委員

ありがとうございます。

店舗さんのほうでも十分な補助はつくので、ありがたいと思います。

今回、空き家に特化した補助金、空き家は問題になっているので、倒壊の危険とかもあるので、この事業で少しでも空き家がなくなっていればなと思いますので、また期待しますので、ありがとうございました。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今回、伊勢市住宅リフォーム促進事業補助金が10万円から5万円になるということなんですが、ここ何年間か補正で増額をしてきた、言うたらかなり人気があったという事業ではないのかなと認識をしております。県下でもなかなか、伊勢市独自のもので、すごく誇らしい事業だと思うので、それだけ今まで増額してきたのに今回いきなり半分になるということではちょっと違和感があるんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

住宅のリフォームの補助金の部分でございます。平成23年度からこの事業のほうを実施させていただいておりまして、当初予算額を1,000万円から順次1,200万円、1,800万円というふうに当初予算そのものも上げさせていただいております。

おっしゃっていただきましたように、1,800万円から増額させていただきましたこれまでの経過としましては、令和元年度で消費税の増税8%から10%に上がったというところ、それから令和2年度、令和3年度、それと令和4年度につきましては新型コロナウイルスの感染拡大による消費の冷え込みと申しましょうか、そういったところに対応するためというところでさせていただいております。

申込みもおっしゃっていただきましたとおり、年度の初めには予定数1,800万円に到達するというような、ある意味では事業者様のほうの営業ツールになった部分というのも正直言ってあるのかなというふうには理解をさせていただいております。

他方、御紹介いただきましたように伊勢市独自のメニュー、県下でもちょっと聞き取りさせていただくと多分ほかの市ではされていないのかなという補助金でございますので、ただ、予算にも限界というか、上限というか、そういったところもございますので、新たに空き家ストックの活用というところの政策的な課題も解決していきたい、そういった中

で総合的に住宅政策という中で誠に心苦しい部分もございますけれども、全体的な予算というところを見た中で数字のほうを下げさせてもらったという経過でございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今までの増額してきた理由が消費税であったり、コロナであったりということなので、では最近だったら資材とかの高騰とかそういうがあるので、にもかかわらず、減額ということでやはりちょっと違和感を感じたという点があると思います。

やはりこの点に対しても個人事業主、一人親方さんとかいろんな方にすごくメリットがあったと思うので、そういう話合いというか、そういう説明というか、そこら辺は納得いただいているんでしょうか。

◎野崎隆太委員長

商工労政課長。

●東世古商工労政課長

これまでのリフォームの補助金につきましては、市内の事業者様でされる工事を対象とさせていただくということで、一つ条件としてさせていただいております。

今度のこの空き家のリフォームのほうにつきましても、同じく市内の事業者様を対象ということで進めていこうというふうに現在のところ予定をしております。このあたりは建設系の労働組合さん等々ともちょっと一旦話もさせていただいて、おおむね御理解もいただいとるというふうに私ども思っておりますので、こちらのほうも丁寧に説明もさせていただきながら市内の事業者様のほうへ発注が回っていくような形で事業のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。全体的な中で予算を考えていただくということで、だから空き家のリフォームにどれだけ需要があるのかとか、そういうことを聞くと予算の審議になってしまうので、控えますが、空き家のほうたくさん利用があるようにぜひよろしくお願いいたします。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
協議の途中ではございますが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

◎野崎隆太委員長

休憩前に引き続きまして会議を再開をいたします。

【市営住宅入居選考業務等の変更について】

◎野崎隆太委員長

次に、「市営住宅入居選考業務等の変更について」を御協議願います。
当局から説明をお願いします。
住宅政策課長。

●城住宅政策課長

それでは、「市営住宅入居者選考業務等の変更について」御説明申し上げます。
資料4を御覧ください。

まず、1項目めの「伊勢市営住宅入居者選考委員会について」でございます。

この委員会は、年2回の入居の定期募集の際に申込者の資格や入居の優先順位の審査をしていただくことを目的に設置している会議体です。

しかしながら、入居申込時に指定管理者と私どもで資格の確認も行った上で、会議では確認結果の追認をしていただいているというのが実情です。また、入居の優先順位についても、昨今は順位をつける選考をしなければならないほどの競争率や需要は減少してきていると認識をしております。公正な方法として公開抽せんにより入居決定をしております。このことから、(4)今後の方向性に記載しておりますように、事務処理上の問題もないことや他市の設置状況等も考慮し、本選考委員会を廃止したいと考えております。

次に、2項目めの入居募集に記載しております随時募集につきましては、従来の年2回の定期募集とは別に、必要な人に必要なときに市営住宅を提供できるよう、定期募集の残室を一定期間募集する方法と特定の住宅を年間を通じて募集するという2つの方法を取り入れてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの「入居時の連帯保証人の免除について」でございます。

これまで入居時に求めておりました保証人の確保を免除したいと考えております。

本市では長い間、保証人を2名求めてきましたが、確保できずに入居を諦めるケースなどを考慮し、令和3年9月に高齢者や障がい者等については保証人を1名に減ずることができるよう規則改正をしたところです。

資料裏面の(2)国の方針を御覧ください。

国からは、保証人確保を入居に際しての前提とすることから転換すべきとの通達が2回

発出されており、また私どもが懸念しております病気や死亡時等への対応についても緊急連絡先を提出させるという手法が示されてもいることから、（３）今後の方向性に記載しておりますとおり、住宅セーフティーネットとしてのより一層の役割を果たしていくために、保証人確保を免除・不要とするべきであると判断したところでございます。

今回の業務変更に伴い、３月市議会定例会に関連議案を提出させていただく予定でございます。

以上、「市営住宅入居者選考業務等の変更について」御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎野崎隆太委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

連帯保証人の免除についてお聞きをいたしたいと思います。

国から二度通達があったにもかかわらず、なかなか免除することができない、全国的にそういう流れだというふうに認識をしておりますが、現在、三重県下では他市の状況などどのようなになっていますでしょうか。

◎野崎隆太委員長

住宅政策課長。

●城住宅政策課長

他市14市の中では条例上は免除しているというところはございません。数は少ないですが、場合に応じて対応しているということをちらっと聞いたことはございます。

ちなみに県内で条例上で保証人を求めているというのは、１町だけでございます。ただし、この国の動きとか通達を考慮しまして、廃止を前向きに検討している自治体が複数あるというそういう情報はございます。以上です。

◎野崎隆太委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

分かりました。ありがとうございます。

そのように県下の中でトップをとということで、本当にすごいことだなと思います。

私も一般質問もさせてもらったこともあるんですが、答弁の中でやはり家賃のもらえないときの対応だとか、あと見守りというか、いろんな御答弁いただいたわけなんです、家賃のことについて保証会社などを利用しとる自治体もあるかと思うんですが、その辺はお考えあるんでしょうか。

◎野崎隆太委員長
住宅政策課長。

●城住宅政策課長

いわゆる債務保証機関、保証会社でございますけれども、これは保証人を確保できない場合にその代わりとして加入するというふうに活用しているところがございます。

今回の場合、伊勢市の場合は保証人自体を免除するということになりますので、この債務保証機関を利用する必要はないということになります。以上です。

◎野崎隆太委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

相当な覚悟を持って取り組んでいただくということで、理解をいたしたいと思います。

連絡先の登録などを国のほうも進めておるわけでございますが、連絡先すらない人もいらっしゃると思うんですが、そのことを理由に入居できないというようなことがあったらならんと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

◎野崎隆太委員長
住宅政策課長。

●城住宅政策課長

確かにそのような心配ございます。そのような申出がございましたら、やはり引き続き緊急連絡先となってもらえる人、あるいは会社とか法人とかそのあたりを探すように努力はしていただきます。ただし、それをもって入居できないというようなことにはならないよう、配慮はしていきたいというふうに現在のところ考えております。以上です。

◎野崎隆太委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

今回、保証人を外すということで大変すごい覚悟をしていただいたと思うんですが、やはりこの辺は伊勢市の福祉で先般もありました孤立・孤独のプラットフォームとか、いろいろな福祉の施策のほうでやっていただくということになると思いますので、その福祉との連携を今後どのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

◎野崎隆太委員長
都市整備部長。

●荒木都市整備部長

先ほど来、御意見いただきました、まず保証人を求めていることに対してのリスクと
いいますか、市としての心配事はございます。これについては先ほど来、課長から申し上
げたように対応して、家賃のことであったり、そのほかの課題であったりというのは解決
あるいはそういうようなことのないように取り組んでまいりたいと思っております。

また一方で、委員仰せのとおり、福祉施策でもございます、住宅については。そこは十
分これまでも連携取っていましたけれども、こういった保証人をなくすということもあつ
て新たな課題にもつながることもありますので、より一層、福祉と連携を取って取り組ん
でまいりたいとそのように考えております。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。以上です。

◎野崎隆太委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて】

◎野崎隆太委員長

続いて、報告案件に入ります。

「第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて」、当局から報告をお願いします。
農林水産課長。

●野中農林水産課長

それでは、第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しにつきまして御説明申し上げます。
資料5を御覧ください。

この案件につきましては、11月21日の産業建設委員協議会におきまして、第2次伊勢市
農村振興基本計画中間見直しの案として御審議いただいたものでございまして、その後に
実施させていただきましたパブリックコメントが終了したことに伴い、このたび、その実
施結果について御説明させていただくものでございます。

1、「パブリックコメント実施の概要」でございます

(1) 周知方法としましては、公告、広報いせ12月15日号、市ホームページ、ケーブル
テレビ文字放送で意見を募集いたしました。

(2) の案の閲覧場所につきましては、伊勢市役所、各総合支所、支所、伊勢図書館等
の20か所で実施いたしました。

(3) の意見提出の対象者としては、市内に在住、通勤または通学している人など

でございます。

(4)の意見募集の期間ですが、令和4年12月5日から令和5年1月10日までの約1か月の期間で意見の募集をさせていただきました。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。

2、「意見募集の結果」でございますが、4名の方から4件の御意見をいただきまして、表にまとめさせていただきました。寄せられました御意見の内容は、高齢者等の地域の農家が農業を継続することに対する支援への御要望、農業の担い手不足を危惧していること及び有機栽培、減農薬栽培の推進やそれを学校給食に使用することに関する御意見、農業の後継者の育成及び地産地消の拡大に期待する御意見及び農家の担い手不足、農地での再生可能エネルギー活用及び牛ふん等の有機肥料を利用した技術の普及についての意見でございます。

次に、5ページを御覧ください。

3、「意見募集結果による修正」につきましては、意見募集結果による計画案の修正はございませんが、お寄せいただきました貴重な御意見は、今後の農村振興に関する施策を進める上での参考とさせていただきたいと考えております。

なお、4、「議会からの意見による修正」につきましては、産業別生産額のデータにつきまして令和4年12月15日に2019年度の数値が公表されたことから、修正させていただきました。

最後に、5、「今後の予定」でございますが、本日の御報告の後、計画案を最終確定させていただき、令和5年3月下旬に変更公告を行いまして、計画の策定とさせていただく予定でございます。

以上、「第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて」御説明申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

◎野崎隆太委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市立地適正化計画の見直しについて】

◎野崎隆太委員長

次に、「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」、当局から報告をお願いします。
都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

それでは、「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」御説明申し上げます。
資料6を御覧ください。

1、「パブリックコメント実施の概要」でございます。

(1) 周知方法としましては、資料に記載のとおり、公告、広報いせ12月1日号、伊勢市ホームページ、ケーブルテレビ文字放送、LINE配信にて周知を行いました。

(2) 案の閲覧場所につきましては、市内20か所で、期間中は伊勢市ホームページにも掲載いたしました。

(3) 意見提出の対象者として、市内に在住、通勤または通学されている人などでございます。

(4) 意見募集の期間は、令和4年11月25日から令和4年12月26日までの1か月間でございます。

裏面2ページを御覧ください。

次に、2、「意見募集の結果」につきましては、2名の方から2件の御意見をいただきました。

表の左側から順に、意見番号、いただいた御意見の概要、市の考え方となっております。

1番目の御意見の概要は、自転車等を活用する方向性や防災観点における避難に関するものでございました。

市の考え方としましては、立地適正化計画はコンパクトなまちづくりを実現するための計画であり、自動車に頼らないという点でいただいた御意見と同じ方向性のものと考えております。また、災害時の対応方法についても、自家用車で避難するのではなく、安全なエリアに居住していただけるよう誘導していく計画となっております。

次に、2番目の御意見の概要につきましては、伊勢市駅前再開発に多くの市税を使うことに反対であるとのことでした。

2番目の御意見に対しまして市としましては、伊勢市駅前の再開発は、共同住宅による人口増加及び宿泊施設や公共施設などによるまちの魅力を上げるものとして、立地適正化計画に整合したものであると考えております。

次に、3、「意見募集結果による修正」についてでございます。

1月19日に開催しました都市計画審議会において、市の考え方について御説明しましたところ、今回の見直し案について原案どおり承認する旨、答申されましたことから、見直し案の修正は行わないこととします。

最後に、4、「今後の予定」につきましては、令和5年3月下旬に変更公告を行ないたいと考えております。

以上、「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について】

◎野崎隆太委員長

次に、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について」、当局から報告をお願いします。

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

それでは、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について」御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。

1、「パブリックコメント実施の概要」でございます。

(1) 周知方法としましては、資料に記載のとおり、公告、広報いせ12月1日号、伊勢市ホームページ、ケーブルテレビ文字放送、LINE配信にて周知を行いました。

(2) 案の閲覧場所につきましては、市内22か所で、期間中は伊勢市ホームページにも掲載いたしました。

(3) 意見提出の対象者としてしましては、市内に在住、通勤または通学されている人などでございます。

(4) 意見募集の期間は、令和4年11月25日から令和4年12月26日の1か月間で行いました。

次に、2、「意見募集の結果」でございますが、意見の提出はございませんでした。

次に、3、「意見募集結果による修正」についてでございます。

1月18日に開催しました策定協議会におきまして、パブリックコメントの結果について御説明しましたところ、修正不要との協議結果でありまして、案の修正は行わないこととします。

最後に、4、「今後の予定」につきましては、令和5年3月下旬に策定公告を行いたいと考えております。

以上、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

宿委員。

○宿典泰委員

今回は伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区ということで、バリアフリー基本構想ということで意見もなかったということなんですが、市民の方はバリアフリー基本構想についてはあまり理解をきちっとされていないということをつくづく思います。

それで、ちょっと私、基本的にお聞きしたいのは、これの基本理念というのが出されています。「市民と来訪者が安心・快適にいきいきと過ごせるまちづくり」ということであって、基本方針の中の1番には、国・県・市事業者も含めて連携をしてバリアフリー化を推進していこうと。各拠点を中心にバリアフリー化をして経路をネットワーク化していく

んだと、高齢者、障がい者等来訪者も含めて誰もが安全・安心に移動できるということを整備をする。

そのとおりなんですけれども、私、何を言いたいかというと、結果的には伊勢市内にバリアフリーが進んでいないなという箇所というのは何十か所というか、何百か所もあると思うんです。それで、今回は伊勢市駅と宇治山田駅周辺ということで、確かに基本構想の中にはその周辺だけはバリアフリー化をしていこうというような方向になっています。

そこで、日々のことを業務として聞きたいんですけれども、実際にはこの箇所すごい一部の箇所やけれども、バリアフリー化をしてほしいよなというような箇所があるけれども、何か今の皆さん態度というのか方向を見てみると、何か基本構想をつくらんことには整備できないよというような感じで捉えて仕方ないんです。

10年前から申し上げておるようなところが全然バリアフリー化になっていないし、その中には県道もあるしということで、非常に何ていうか推進力が弱いというのか、どのように考えられてやっておるのかということが非常に読み取れんけれども、そのあたりどういう考え方で方針としてやっていくのかということをお聞きをしたいと思います。

◎野崎隆太委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

まず、バリアフリーにつきまして御意見いただきました。伊勢市内、バリアフリーが進んでいないところがたくさんあるというような御意見をいただきました。その中でも優先順位を定めて進めていく必要があるというふうに考えておりました、バリアフリー基本構想と申しますのも皆さんが多数利用される駅から、それから公共施設、それから金融機関や商業施設などへの経路を結んで、その経路を特にバリアフリー化をしていくというような構想となっております。

伊勢市では五十鈴川駅の周辺地区に続きまして、2番目としまして伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区という形で今回計画をまとめさせていただきました。この計画をまとめていくに当たりまして障がい者団体の方々や高齢者の方々、たくさんの方の御意見をいただきながら進めてまいりまして、施設の管理者であります県であったり、それから鉄道事業者などにも入っていただいてまとめたところでございます。まず、この基本構想の中で短期事業としたものにつきましては、おおむね5年以内に進めていただくよう皆さんと調整をしてきたところです。

この区域以外のところでまだバリアフリーが進んでいないところもたくさんあるというようなことも認識しておりますので、この区域以外のところで事業をしていく際にもそういうバリアフリーという観点も意識しながら進めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

やはりこれが短期として5年ということになると、実際そこが終わらんことにはほかが手つかないというような状況に、財源のこともありますからあるとしても、全体の進みようとすると、今高齢化になって人口も減少しておると。その中でこのエリアだけは5年でやりましょうねというのはいいけれども、そのほかのところは5年たたとやれませんかという話ではないと思うんです。基本理念を読み上げたのは理念にはそういうこと書いていないから、問題点あればやはりきちっとした形でネットワーク化をしていこうと。中心的に五十鈴川地域はやりました。あれが広がってネットワーク化するような状況になつるかというたら、そうは見えないです。

今度、大事な伊勢市駅、宇治山田駅はやります。でも、それと同時に今、問題箇所がこのまちづくりの中であるとすると、箇所としては同時に進めていかないと、何かこちらが終わらんことにはこちら手つかんという話にはならんと思うので、そのことをお聞きをしとるんです。

短期やら長期やら、財源も含めて期間が要ることは確かにそのとおり。でも、期間をいかに短縮するなり、並行して事業していくかというようなことを一部やっていかないと、他の地域を基本構想組んだときに、こことここはある程度やってあるから基本構想の中ではここを大事にしていこうねという話になると思うんです。そのあたりのことをお聞きをして、やはり日々の生活の安全・安心の場所をつくっていこうというようなことにつなげてほしいと思うんやけれども、そのあたりをお聞きしとるんです。

◎野崎隆太委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

基本構想につきましては、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区という形でまとめさせていただきました。

それ以外の部分につきましても、整備やそれから修繕をしていく中ではバリアフリーということを常に意識しながら整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

◎野崎隆太委員長

宿委員。

○宿典泰委員

今の答弁信じるならば、ほかの場所でも問題の箇所はどんどん一緒に進んでいくんだろいうなということを解釈をしました。

そのことが非常に大事だと思っておるし、やはりそれが障がい者団体にきちっと確認をしながらやれるのかなというようなことも含めて実施できるように頑張っていたきたいなとこんなことを申し添えます。よろしいですか。

◎野崎隆太委員長
都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

公共事業していく中でバリアフリーというのは大変重要な観点であろうかと思いたすので、設計、それから施工していく際にバリアフリーのことも意識しながら、バリアフリーの基準もきっちり守りながらやっていきたいというように考えております。ありがとうございました。

◎野崎隆太委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時35分
再開 午前11時36分

◎野崎隆太委員長
休憩前に引き続き、会議を開きます。

【管外行政視察の実施について】

◎野崎隆太委員長
それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。
本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察を実施する場合は3月定例会での議決が必要となりますことから、御協議をお願いするものでございます。
まずは、6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言がありましたらお願いをいたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時37分
再開 午前11時37分

◎野崎隆太委員長
休憩前に引き続き、会議を開きます。
どなたか御発言はありますでしょうか。
宿委員。

○宿典泰委員

6月ということになると、多分政府のほうのマスクであるとかコロナ対策も随分変わってくるのかなとこんなことを思います。安心して行けるかどうかというのはちょっと別な話ですけど、委員会としては視察をやる方向で、内容は別としてもやる方向で考えてもらったらどうかなとこんなことを思います。

◎野崎隆太委員長

ありがとうございます。

ただいま宿委員のほうから、視察実施をしていただく方向でということで御意見を頂戴をいたしました。

皆様、他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

それでは、管外行政視察については6月定例会までに実施をするということに決定をいたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

それでは、管外行政視察を実施するということを御決定いただきましたので、視察の項目について御協議願います。

視察項目につきまして、特に御発言がありましたらお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

◎野崎隆太委員長

それでは、休憩を解き、会議を再開をいたします。

本件につきましては、視察の項目の希望がありましたら2月13日の月曜日までに正副委員長または事務局のほうに申出をお願いをいたしたいと思います。

この件について何か御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎野崎隆太委員長

御発言もなしということで、そのように確認をさせていただきました。

以上で本日御協議いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会をいたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時40分